

# 新型コロナウイルスの感染を防ぎましょう

新型コロナウイルス感染症が、国内でも確認されています。風邪や季節性インフルエンザなどの一般的な感染予防のためにも、咳エチケットや手洗いなどを徹底し、ウイルスの感染を防ぎましょう。

## 感染予防のために

### ■手洗い

ドアノブや電車のつり革など、様々なものに触れることで自分の手にウイルスが付着することがあります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗いましょう。

### ■普段の健康管理

普段から、十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ、免疫力を高めておきましょう。

### ■適度な湿度を保つ

空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下します。乾燥しやすい室内では、加湿器などを使って適切な湿度(50～60%)を保ちましょう。

※咳や発熱などの症状のある人に近づかない、人混みの多い場所に行かない、手指を清潔に保つといった感染予防策を優先して行いましょう。

## ほかの人にうつさないために

### ■咳エチケット

くしゃみや咳が出るときは、咳エチケットを心がけましょう。

#### ◎マスクを着用する

使い捨てマスクがないときは、ガーゼマスクやタオルなど、口を塞げるものでも飛まつを防ぐ効果があります

#### ◎ティッシュなどで鼻と口を覆う

#### ◎とっさのときは袖や上着の内側で覆う

## 新型コロナウイルス感染症についての相談窓口

### ■厚生労働省電話相談 フリーダイヤル ☎0120-565653

受付時間/午前9時～午後9時(毎日)

### ■府民向け電話相談 新型コロナウイルスについての大阪府の電話相談 ☎06-6944-8197 FAX06-6944-7579

受付時間/午前9時～午後6時(毎日)

### ■帰国者・接触者のための相談センター

大阪府富田林保健所 ☎0721-23-2683 FAX0721-24-7940

受付時間/24時間相談を受け付けます

問い合わせ 保健センター

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた市の対応について



新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、不特定多数の人が参加する市主催事業などについては、中止ま

たは延期する場合があります。

それぞれの開催状況については、市ホームページなどで確認してください。

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために、ご理解とご協力をお願いします。

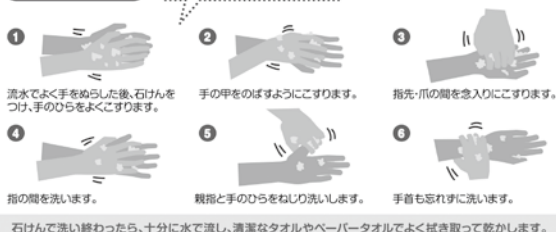
問い合わせ 危機管理対策本部事務局  
(防災・防犯推進室内)

## ！ 感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

### ①手洗い

### 正しい手の洗い方



### ②咳エチケット

### 3つの咳エチケット



### 正しいマスクの着用

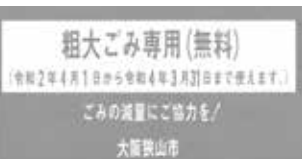


# 1年分の【ごみの無料シール】を送ります

令和2年度分の無料ごみシールを送付します。

燃えるごみを出す場合、30ℓ袋を使用するときは1枚、45ℓ袋を使用するときは2枚の「もえるごみ専用(無料)シール」を貼ってください。粗大ごみを出す場合は、ごみ1点につき1枚の「粗大ごみ専用(無料)シール」を貼ってください。

無料ごみシールの有効期間は令和4年3月31日までです。なお、昨年送付した無料ごみシールも有効期間内は使用できます。

| もえるごみ専用(無料)シール1シート20枚 |      |  |
|-----------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 世帯員数                  | 送付枚数 |                                                                                   |
| 1～2人                  | 110枚 |                                                                                   |
| 3～4人                  | 220枚 |                                                                                   |
| 5～6人                  | 280枚 |                                                                                   |
| 7人以上                  | 340枚 |                                                                                   |
| 粗大ごみ専用(無料)シール1シート6枚   |      |  |
| 1世帯                   | 36枚  |                                                                                   |

| 有料ごみシールの料金 |       |        |
|------------|-------|--------|
| 燃えるごみ      | 30ℓ袋用 | 1枚 50円 |
|            | 45ℓ袋用 | 1枚100円 |
| 粗大ごみ       |       | 1枚500円 |

- 無料ごみシールは、住民基本台帳に記録されている人を対象に世帯主に送付しています。世帯員数に応じた送付枚数は上表のとおりです。到着後、速やかに枚数を確認し、過不足などがあれば受け取った日から10日以内に問い合わせてください。
- 住民基本台帳に記録されていない人で市内に住んでいる人は、住んでいることを証明できるもの(公共料金の領収証や賃貸契約書などで住所・名前が確認できるもの)を持って、市役所生活環境グループへ申請してください。
- ごみシールを貼っていないものや、期限の切れたごみの無料ごみシールを貼っているものは収集できません。
- 通常の粗大ごみの収集は、収集作業の関係上、1回につき3点までを目安とし、それ以上は臨時ごみ(有料)となります。また、引っ越しや片付けなどで一度に大量のごみを

出す場合も臨時ごみ(有料)となり、通常の粗大ごみとしては収集できません。

- 年度の途中で無料ごみシールを使い切り、有料ごみシールが必要となった場合は、生活環境グループまたはニュータウン連絡所で購入してください。
- 無料ごみシールの配布枚数は、燃えるごみの収集日1回につき、1～2人世帯は30ℓごみ袋1個、3～4人世帯は45ℓごみ袋1個のペースで出すと、少し余裕が出る枚数に設定しています。

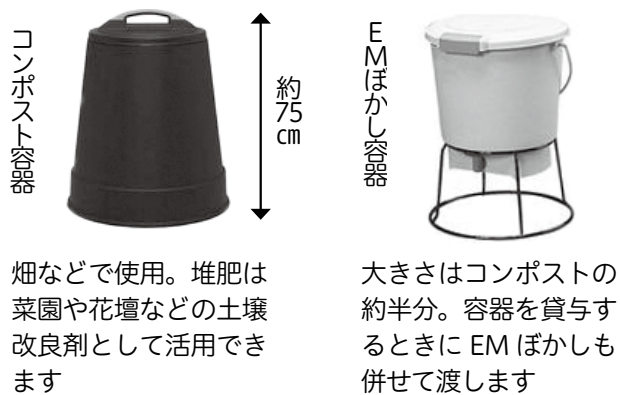
## ごみ減 NEWS を同封しています

令和2年度分の無料ごみシールに、ごみ減量の工夫を紹介した「ごみ減 NEWS」を同封しています。市民でつくる大阪狭山市ごみ減量対策推進会議が研究した減量方法などを紹介しています。各家庭で実践し、ごみの減量にご協力をお願いします。

## 令和元年度をもって生ごみ処理機購入補助制度を廃止します

生ごみ処理機購入補助制度を今月で廃止します。31日(火)以降の申請はできませんので注意してください。

また、市ではごみの減量を目的とした、生ごみ堆肥化容器(コンポスト)および生ごみばかし容器の無償貸し出し(1世帯につき、どちらか1つ)を実施していますので利用してください。詳しくは問い合わせてください。



問い合わせ 生活環境グループ

## 低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券の使用は31日(火)まで

低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券の使用期間が今月で終了します。使用期間終了後は使用できません。また、未使用のプレミアム付商品券についても返金できませんので、注意してください。

問い合わせ プレミアム付商品券事業コールセンター ☎365-8151

# パブリックコメントを募集します

2日(月)～16日(月)必着

## ■大阪狭山市水とみどりのネットワーク構想

狭山池を中心とした市の豊かな水とみどりを一体的な空間として利活用し、まち全体の価値や魅力の向上とにぎわい空間を創出することを目的とした「大阪狭山市水とみどりのネットワーク構想」を策定します。

この構想(素案)に対する市民の皆さんの意見を募集します。市内に居住・通勤・通学する人などが対象です。団体で提出する場合は、意見を取りまとめて提出してください。いただいた意見の概要と、それに対する市の考え方については、市ホームページなどで公表します。個人情報公表

問い合わせ 公園緑地グループ

## 軽自動車などの異動申告

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在、軽自動車などを登録している所有者(使用者)に課税されます。納期限は6月1日(月)です。

軽自動車や原動機付自転車などを廃車または譲渡したときや、所有者が転出したときには、区分に応じて手続きをしてください。また、盗難にあった場合は警察署へ届けるとともに、市役所税務グループなどで廃車手続きをしてください。

## ■原動機付自転車(125cc以下)

**受付場所** 税務グループ **持ちもの** 標識、登録申告済証(紛失した場合は車台番号の石ずり。スクラップ廃車の場合は不要)、印鑑、委任状(代理人が届け出する場合)

## ■軽二輪・小型二輪など

**受付場所** 大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所(和泉市上代町官有地／泉北高速鉄道「光明池駅」から南海バス「自動車検査場前バス停」下車) ☎050-5540-2060 **持ちもの** 標識、検査証または届出済証、印鑑など ※詳しくは問い合わせてください

## ■軽自動車

**受付場所** 軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所(和泉市伏屋町一丁目／泉北高速鉄道「光明池駅」から南海バス「檜尾山北バス停」下車) ☎050-3816-1842 **持ちもの** 標識、検査証、印鑑など ※詳しくは問い合わせてください

3月下旬は登録窓口が大変混雑し、手続きに時間がかかることが予想されます。登録・廃車の手続きなどは3月中旬までに済ませてください

問い合わせ 税務グループ

しません。また、個別に連絡することはありません。

**構想期間** 令和2～11年度 **閲覧期間** 2日(月)～16日(月)

**閲覧場所** 市役所公園緑地グループ、情報公開コーナー、ニュータウン連絡所、市立公民館、図書館、市民活動支援センター ※市ホームページでも閲覧可 **意見の提出方法** 書面(様式自由)に住所・名前・電話番号・構想(素案)に対する意見を日本語で書いて、〒589-8501大阪狭山市役所公園緑地グループ。ファクシミリ(FAX367-1254)、電子メール(koen@city.osakasayama.osaka.jp)または直接も可 **募集期間** 2日(月)～16日(月)

## 市立コミュニティセンター改修工事に伴う使用制限および休館のお知らせ

工事期間中は、下記のとおり施設の使用の制限または休館を予定しています。ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いします。

| 部屋                         | 使用制限期間                                    |
|----------------------------|-------------------------------------------|
| 1階/コミュニティスペース、ロビー          | 16日(月)まで                                  |
| 2階/トレーニングルーム、談話室、フィットネスルーム | 11日(火)～31日(火)<br>※フィットネスルームは29日(日)～31日(火) |
| 3階/多目的室1、プレイルーム、音楽室、創作室、和室 | 24日(火)～4月12日(日)                           |
| 4階/大会議室、会議室、多目的室2          | 4月10日(金)～27日(月)                           |
| 全館休館                       | 5月3日(祝)～6日(休)                             |



問い合わせ 市民窓口グループ

# 火災のない明るいまちをつくりましょう

令和元年中に発生した火災は 10 件で、前年に比べ 1 件減少しましたが、火災による負傷者が 2 人発生しました。  
火災種別は「建物火災」が 5 件、「その他火災」が 5 件となっています。  
火災による損害額は 77 万円で、前年に比べ 547 万 4,000 円の減少となりました。  
原因別は「焼却火」が 3 件、「放火・放火の疑い」、「電気機器」が各 2 件、「たき火」、「落雷」、「たばこ」が各 1 件となっています。

| ■火災・救助概況 |            |     |    |           |            |           |
|----------|------------|-----|----|-----------|------------|-----------|
| 区分       |            |     | 年別 | 令和元年<br>A | 平成30年<br>B | 増減<br>A－B |
| 火災       | 種別         | 建物  |    | 5         | 8          | -3        |
|          |            | 車両  |    | 0         | 1          | -1        |
|          |            | その他 |    | 5         | 2          | 3         |
|          |            | 合計  |    | 10        | 11         | -1        |
|          | 損害<br>(千円) | 建物  |    | 770       | 5,799      | -5,029    |
|          |            | 車両  |    | 0         | 442        | -442      |
|          |            | その他 |    | 0         | 3          | -3        |
|          |            | 合計  |    | 770       | 6,244      | -5,474    |
|          | 死者 (人)     |     |    | 0         | 0          | 0         |
|          | 負傷者(人)     |     |    | 2         | 3          | -1        |
| 消防活動     | 救急支援       |     |    | 242       | 205        | 37        |
|          | その他        |     |    | 86        | 104        | -18       |
|          | 合計         |     |    | 328       | 309        | 19        |
|          | 救助活動       |     |    | 51        | 74         | -23       |

| 火災原因     | 原因別 | 令和元年 | 平成 30 年 |
|----------|-----|------|---------|
| 焼却火      |     | 3    | 0       |
| 放火・放火の疑い |     | 2    | 3       |
| 電気機器     |     | 2    | 0       |
| たき火      |     | 1    | 0       |
| 落雷       |     | 1    | 0       |
| たばこ      |     | 1    | 0       |
| その他      |     | 0    | 5       |
| こんろ      |     | 0    | 2       |
| 灯火       |     | 0    | 1       |
| 合計       |     | 10   | 11      |

令和元年中の救急出場件数は 2,869 件で、前年に比べ 95 件の増加となりました。1 日平均 8 件の出場となり、市民約 21 人に 1 人の割合で救急車を利用したことになります。  
事故種別では、「急病」1,878 件(救急出場件数全体の 65%)、「一般負傷」519 件(18%)、「交通事故」255 件(9%)となり、この 3 種で全体の 92% を占めています。  
救急車は重篤な病気や事故に備えていますので、適正な利用をお願いします。

救急出場件数

| 区分   | 年別 | 令和元年<br>A | 平成30年<br>B | 増減<br>A－B |
|------|----|-----------|------------|-----------|
| 急病   |    | 1,878     | 1,785      | 93        |
| 一般負傷 |    | 519       | 476        | 43        |
| 交通事故 |    | 255       | 237        | 18        |
| 転院搬送 |    | 131       | 145        | -14       |
| 加害   |    | 16        | 17         | -1        |
| 自損行為 |    | 15        | 16         | -1        |
| 労働災害 |    | 14        | 25         | -11       |
| 運動競技 |    | 12        | 11         | 1         |
| 火災   |    | 12        | 7          | 5         |
| 自然災害 |    | 1         | 4          | -3        |
| その他  |    | 16        | 51         | -35       |
| 合計   |    | 2,869     | 2,774      | 95        |

1 日(日)～7 日(土)は、春の全国火災予防運動『ひとつずつ いいね！で確認 火の用心』  
住宅用火災警報器を設置・維持管理しましょう。火事・救急・救助は 119 番へ。

## 文化財を火災から守ろう ～東池尻会館で合同訓練実施～



1 月 25 日、「文化財防火デー(1 月 26 日)」にちなみ、貴重な財産を火災から守る合同訓練が東池尻会館で行われました。

問い合わせ 消防本部

# こころの健康に不安を感じたら ～自殺対策強化月間～

警察庁自殺統計に基づく平成 30 年中の自殺者数は、全国で 2 万 840 人、大阪府で 1,275 人でした。  
自殺には、様々な要因が複雑に関係していますが、その多くが「追い込まれた末の死」であり、「防ぐことができる社会的な問題」であると言われています。  
様々な悩みを抱えている人は、一人で悩まず、専門の相談機関に相談してください。また、身近な人の悩みに気づいたら温かく寄り添いながら悩みに耳を傾け、専門家への相談をすすめ、じっくりと見守りましょう。  
■厚生労働省が実施する SNS 相談  
年齢・性別を問わない相談や 10 代・20 代の女性のための相談、18 歳以下の子どものための相談などがあります。詳しくは厚生労働省ホームページで確認してください。

■相談機関の情報

大阪府自殺対策のページ携帯版 QR コードから様々な情報にアクセスできます。

■こころの LINE 電話相談(31 日(火)で終了します)

右の QR コードから「大阪府こころの LINE 電話」を友だち登録し、無料通話機能を利用してください。「友だち」登録後は、すぐに電話がかからない場合もあります。「トーク」による相談は行いません。運用上、「既読」になることがありますが、相談員に「トーク」の内容は伝わっていません。

| こころの健康相談統一ダイヤル                                  |  | ☎0570-064-556 |
|-------------------------------------------------|--|---------------|
| 1 日(日)午前 9 時 30 分～31 日(火)午後 5 時は、24 時間相談を受け付けます |  |               |
| こころの電話相談                                        |  | ☎06-6607-8814 |
| 月・火・木・金曜日午前 9 時 30 分～午後 5 時(祝日など休日を除く)          |  |               |
| 若者専用電話相談(わかぼちダイヤル)                              |  | ☎06-6607-8814 |
| 水曜日午前 9 時 30 分～午後 5 時(祝日など休日を除く)                |  |               |
| 富田林保健所のこころの健康相談                                 |  | ☎0721-23-2684 |
| 月～金曜日午前 9 時～午後 5 時 45 分(祝日など休日を除く)              |  |               |
| 関西いのちの電話                                        |  | ☎06-6309-1121 |
| 24 時間                                           |  |               |
| 大阪自殺防止センター                                      |  | ☎06-6260-4343 |
| 金曜日午後 1 時～日曜日午後 10 時                            |  |               |
| こころの救急箱                                         |  | ☎06-6942-9090 |
| 月曜日午後 8 時～火曜日午前 3 時                             |  |               |
| 自殺予防いのちの電話                                      |  | ☎0120-783-556 |
| 毎月 10 日午前 8 時～翌日午前 8 時                          |  |               |
| 大阪府妊産婦こころの相談センター                                |  | ☎0725-57-5225 |
| 月～金曜日午前 10 時～午後 4 時(祝日など休日を除く)                  |  |               |
| 自死遺族相談 ※予約制<br>(大阪府こころの健康総合センター)                |  | ☎06-6691-2818 |
| 月～金曜日午前 9 時～午後 5 時 45 分(祝日など休日を除く)              |  |               |

問い合わせ 保健センター

# 妊産婦タクシーチケットが利用できます

市では、妊産婦が安全・安心に過ごすための支援として、「妊産婦タクシーチケット」を交付しています。保健センターへ申請してください。  
対象 市の住民基本台帳に記録されている妊産婦(妊娠中または出産後 1 年以内の女性) 助成内容 中型タクシー初乗り運賃相当分のチケットを 10 枚交付 申請方法 妊産婦タクシーチケット交付申請書(市ホームページからダウンロード可)、母子健康手帳を保健センターへ直接 ※即日交付します(育児パッケージの交付を受けていない妊婦は、平日の午前 9 時～午後 0 時または午後 1 時～4 時 30 分に来てください) 有効期間 ≪妊婦≫交付日から出産予定日の 1 年後の前日まで、≪産婦≫交付日から出産日の 1 年後の前日まで

| タクシー会社    | 電話番号         |
|-----------|--------------|
| 近鉄タクシー(株) | 0570-06-9001 |
| 大阪第一交通(株) | 072-365-1800 |



問い合わせ 保健センター